健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格確認書の交付等）	（資格確認書の交付等）
第四十七条　（略）	**第四十七条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行うものとする。	7　第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　令第四十三条第一項第一号イからヲまで、第二号ロからリまで、ル若しくはヲ、第三号ロからリまで、ル若しくはヲ若しくは第四号ロの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第十二号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百三条の七第四項の意思を表示した場合を除く。）	二　令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百三条の七第四項の意思を表示した場合を除く。）
三　令第四十三条第一項第一号ワ、第二号ワ若しくはカ、第三号ワ若しくはカ若しくは第四号ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第十三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七第一項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百五条第三項の意思を表示した場合を除く。）	三　令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七第一項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百五条第三項の意思を表示した場合を除く。）
8　（略）	8　（略）
（食事療養標準負担額の減額の対象者）	（食事療養標準負担額の減額の対象者）
第五十八条　法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第五十八条**　法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　令第四十三条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者	一　令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者
二　令第四十三条第一項第二号ワ又は第三号ワの規定の適用を受ける者	二　令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者
三　令第四十三条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者	三　令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者
四・五　（略）	四・五　（略）
（生活療養標準負担額の減額の対象者）	（生活療養標準負担額の減額の対象者）
第六十二条の三　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第六十二条の三**　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　令第四十三条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	一　令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
二　令第四十三条第一項第二号ワ又は第三号ワの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	二　令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
三　令第四十三条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	三　令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
四～六　（略）	四～六　（略）